

平成 22 年 4 月 27 日  
株式会社日本政策金融公庫  
中小企業事業

## 中小企業向け再生融資 2 期連続で過去最高を更新

～資本性劣後ローン等を活用し、平成 21 年度実績は前年度比 1.5 倍に大幅増加～

日本政策金融公庫（略称：日本公庫）中小企業事業では、平成 21 年度における中小企業向けの特別貸付制度「企業再生貸付」(※)の融資実績が、868 件（前年度比 114%）、611 億円（前年度比 149%）となり、2 期連続で過去最高を更新しました。

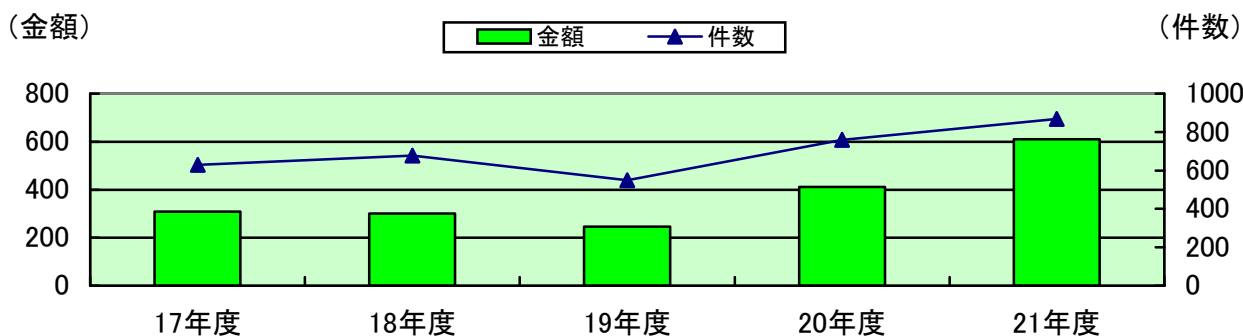
平成 21 年度については、厳しい経済環境の下で業績が悪化し、経営再建が必要となっている中小企業が増加する中、平成 20 年度より「資本性劣後ローン特例」の取扱いを開始したことや、政府の経済対策に基づき、金利の引下げ・上限金利の設定など、より利用しやすい制度に拡充を行ったことから、本融資制度の実績が大幅に増加しました。

日本公庫は、国の施策に基づく政策金融機関として、今後とも本制度を活用し、地域経済を支える中小企業者の企業再建や事業承継の円滑化を支援していきます。

(※)「企業再生貸付」は、中小企業の自助努力による企業再建や事業承継の円滑化を支援する「[企業再建・事業承継支援資金](#)」と、民事再生法に基づく再生計画の認可決定などを受けた方等の事業再生を支援する「[事業再生支援資金](#)」（DIPファイナンス）で構成されています（別紙参照）。

### <中小企業向け「企業再生貸付」の実績推移>

	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
件 数	630 件	677 件	550 件	759 件	868 件
うち資本性劣後ローン	—	—	—	48 件	176 件
金 額	309 億円	300 億円	246 億円	411 億円	611 億円
うち資本性劣後ローン	—	—	—	44 億円	183 億円



## <融資制度の概要>

### 「企業再生貸付」の概要

	企業再建・事業承継支援資金	事業再生支援資金
融資対象	経営改善又は経営再建等に取り組む方、倒産した企業、経営難の状態にある企業や後継者不在等により事業継続が困難となっている企業から事業を承継する方、経営の安定化を図るため自己株式を取得する方など	<アーリーDIP> 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て等を行った方 <レイターDIP> 民事再生法に基づく再生計画の認可決定等を受けた方
資金使途	・企業再建計画又は承継事業再生計画に従って企業の再建を図るうえで必要となる設備資金及び長期運転資金 ・事業承継を行うために必要な設備資金及び長期運転資金	事業再建を行うために必要な設備資金及び長期運転資金
利用限度	7億2千万円（うち運転資金4億8千万円）	7億2千万円（うち運転資金2億5千万円）
融資期間	<企業再建> 設備資金 20年以内（うち据置期間2年以内） 運転資金 10年以内（うち据置期間2年以内） <事業承継> 設備資金 15年以内（うち据置期間2年以内） 運転資金 7年以内（うち据置期間2年以内）	<アーリーDIP> 1年（うち据置期間1年以内） <レイターDIP> 設備資金 10年以内（うち据置期間2年以内） 運転資金 5年以内（うち据置期間2年以内）
融資利率	基準利率（上限4%）。ただし一定の要件を満たす場合は、特別利率①又は③の適用が可。 ※信用リスク、融資期間等に応じて所定の利率が適用されます。	<アーリーDIP> 基準利率+2.5%（上限4%） <レイターDIP> 基準利率+1.0%（上限4%）
その他	・ご融資に際しての担保、保証人などにつきましては、お客様のご希望を伺いながらご相談させていただきます。 ・本制度は、「 <a href="#">挑戦支援資本強化特例制度（資本性劣後ローン）</a> 」を適用することもでき、同特例の融資条件については、下記の取扱いとなります。	

### 「挑戦支援資本強化特例制度（資本性劣後ローン）」の概要

融資対象	直接貸付において、新企業育成貸付又は企業再生貸付（一部の制度を除く。）を利用されるかたで、地域経済の活性化のために、一定の雇用効果（新たな雇用又は雇用の維持）が認められる事業、地域社会にとって不可欠な事業、技術力の高い事業などに取り組むかた。
利用限度	1社あたり2億円
融資期間	15年（期限一括償還）
融資利率	貸付後1年ごとに、直近決算の成功度合いに応じて、9.95%、5.60%、0.40%の3区分の利率が適用されます
担保・保証人	無担保・無保証人
その他	◆本特例による債務については、金融検査上自己資本と看做することができます。 ◆本特例による債務については、法的倒産手続きの開始決定が裁判所によってなされた場合、全ての債務（償還順位が同等以下とされているものを除く）に劣後します。

## <融資事例>

### 民間金融機関と協調して企業再生融資（資本性劣後ローン型）を実施

～日本公庫秋田支店、北都銀行、秋田県中小企業再生支援協議会の三者が連携～

- ・ 日本公庫秋田支店の中小企業事業は、秋田県中小企業再生支援協議会（以下「協議会」）が再生計画の策定支援を行っている運送業者に対して、資本性劣後ローン型（※1）の「企業再建・事業承継支援資金」を適用し、融資を実施しました（平成 21 年 12 月）。
- ・ 本融資では、地元地銀（北都銀行）と連携し、同行の『中小企業再生支援協議会版「資本的借入金」』（※2）と協調融資を行っています。
- ・ 本融資の活用により、同社の財務体質が強化され、民間金融機関及び協議会と連携した支援を実施することで同社の再生を加速させていきます。

（※1）日本公庫中小企業事業の「資本性劣後ローン」について

本制度は、新事業や企業再建等に取り組む中小企業の財務体質の強化を図るために、資本性資金を供給する融資制度で、平成 20 年 4 月より取扱いを開始したものです。本制度は、無担保・無保証人、融資期間 15 年の期限一括償還型で、融資後 1 年ごとに直近決算の成功度合いに応じた利率が適用されます。本特例による債務については、金融検査上自己資本と看做すことができ、また、法的倒産手続時は他の債務に劣後する等の特徴を有します。

（※2）民間金融機関の『中小企業再生支援協議会版「資本的借入金」』について

金融機関等が既存の貸付金を他の債権より劣後する返済条件に転換する手法である DDS（Debt Debt Swap）について、協議会が再生計画策定支援をした中小企業に対して、一定の条件を満たした場合に活用できるものです。他の債権より劣後化することにより実質的に財務体質を強化し、再生可能性を高める手法として活用されています。この「資本的借入金」についても、金融検査上、自己資本と看做すことができます。

